

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第6回）

日時 令和元年10月29日（火）12：01～13：32

場所 経済産業省 別館2階 238各省庁共用会議室

議題 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討③

- 1 外部積立てに関する論点
 - （1）発電事業者が倒産した場合への対応
 - （2）積立金の管理機関のガバナンス等
 - （3）特定契約との関係
- 2 内部積立てに関する論点②
- 3 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項
- 4 施行時期

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

定刻を過ぎましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第6回）を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただき、まことに、ありがとうございます。

また、本日も、オブザーバーとして関係業界、関係機関の方々にご参加をいただいております。オブザーバーのご紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員等名簿の配付をもってかえさせていただきたいと思っております。

それでは、これからの議事進行については、若尾座長にお願いいたします。

○若尾座長

本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

前回ですけれども、廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討の第2回といたしまして、（1）積立金の金額水準・単価・頻度・時期、（2）積立金の取戻し条件、（3）既存の

積立てとの関係、(4) 内部積立てに関する論点についてご議論をいただきました。

今回ですけれども、議題のほうにも記載してございますけれども、1番、外部積立てに関して、まだ議論していない論点、2番、前回に引き続きご議論いただくことになっております内部積立てに関する論点②、3番、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえまして、補足的に検討すべき事項、4番、施行時期についてご議論をいただきたいと思います。

それでは、まず、事務局のほうから、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、資料1、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する検討③でございます。

○若尾座長

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに進めさせていただきますと思います。

事務局より、資料1のご説明をお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

資料1をごらんください。2ページ目に、本日、討議いただきたい事項があります。先ほど若尾座長からご紹介したものですので、割愛をさせていただきますと思います。

順に、ご説明を申し上げます。

まず、3ページ目でございます。外部積立てに関する論点、3つの小項目のうちの1つ目ですが、発電事業者が倒産した場合への対応でございます。これについては、どういう問題を想定しているかという、1ポツ目にあるように、廃棄等費用に充てるための積立金や売電収入が、倒産した場合には売電収入が差し押さえられたりして、債権者に回収されてしまい、資金確保が確実に行われないのではないかと、懸念等の関係でございます。

これにつきましては、前回までに積立金の取戻し条件についてご議論いただいたところでございます。これについては、太陽光発電設備の全部または一部を調達期間中に交換・廃棄した場合のみ取り戻すことが可能であるとしているところですので、認定事業者が倒産した場合であっても、債権者はこの取戻し条件というのは同様に適用されるということで、取戻し条件を満たさない限りには積立金を取り戻すことができない、その意味では交換・廃棄するということに当たった処理としては確実にできるのではないかと考えられます。

また、認定事業者が廃棄等費用の積立ての前や、積立ての途中で倒産するということも考えら

れるんですけれども、第3回の金融機関からのヒアリングのときにご紹介がありましたように、これまでのところ、発電量の低下や不具合等を主要因とするデフォルト、いわゆる、金融上の倒産ということはほとんどないということが確認されていまして、認定事業者が倒産したとしても、発電事業自体は他の事業者に譲渡されて継続されるということで、F I T制度上は事業計画に対する認定という位置づけですので、発電事業を譲渡すると、こういった場合に、事業計画の変更ということが必要であります。その上で発電事業の譲渡と並んで、積立金も、当然認定事業とひもついて、譲渡先の認定事業者に承継される、そういうことを考えると、積立て自身もある種バトンタッチをされていくということで、廃棄等費用の積立てが継続して確保されるということになるのではないかと考えております。

なお、発電事業の継続自体が困難になるという場合も災害等において想定されますが、こういった場合には、前回の審議会でもご提示したように、積立金のほかに保険等により対処するということもありますし、災害廃棄物処理に係る規律が当然のごとく想定される。これは小野田委員がいつもおっしゃっていただいているように、廃棄の義務については、当然、発電事業者にいずれにしても係っているというようなことになっていることを申し添えておきます。

4ページ目が前回までの、まさに関係する積立金の取戻し条件に関することですので、これについては説明を割愛させていただきたいと思っております。

以上が、発電事業者が倒産した場合の対応ということの整理でございます。

6ページ目ですが、小項目2つ目としての積立金の管理機関のガバナンスに関することでございます。まず、本制度において廃棄等の積立金を管理する機関は、最初にご紹介したとおり、数十万件の認定案件について積立金の管理、取戻し条件の審査といった業務を行うこととなります。このため、適正に積立金を管理できるか、確実にできるか、あるいは、審査も含めて適切に業務運営がなされるかということを確認する必要があります。

外部積立てを義務づけている類似の積立金制度においては、こういう管理主体に対して、ある種いろんな規定が設けられていまして、それを参考にすると、例えば、区分経理や積立金の運用方法についてリスクをとり過ぎないといったような限定をするといったことが必要だったり、あるいは、政府による監督権限を規定するといった必要な規定というのを設ける必要があるのではないかと考えております。

また、円滑に業務運営をすると、さらには社会コストの最小化という意味で、管理運営コストも最小化しなければならないということを考えますと、適正な積立金の管理をするということの大前提とした上で、資金管理や書類審査といった一部の業務については、外部の民間事業者へ委託をしていくということも有効ではないかと考えております。

また、「なお」のところに書きましたが、これは、もともと、外部積立ての源泉徴収をするという意味では、かなり費用負担調整機関との関係を整理する必要があるわけで、事実上、費用負担調整機関と積立金の管理機関というのは、かなり近い関係になるわけですが、既に費用負担調整機関というのは経済産業大臣による指定法人という位置づけになっていまして、政府による一定の監督規定に基づいて監督が及んでいるということとなっております。

外部積立ての資金の流れを踏まえれば、現実的には、この費用負担調整機関と積立金を管理する機関というのは同一になることが効率的であって、そういうふうに想定した上で、規定としても類似のものを求められるということではないかと考えております。

今、文章でご説明したことを、参考までに7ページ目に記載しております。詳細の説明は割愛しますが、緑のところ、まさに、同一になる可能性があるという意味での費用負担調整機関を説明していきまして、青で並べている、各種基金とか積立金のところが類似の積立金ということにしております。積立金の名称から、実際に法的にどういう根拠があって、事業計画の中でどのような主務大臣の規律に基づく監督をしているかとか、積立金の区分経理をしていることの確認と積立金の運用方法について、法令に基づく限定の仕方がこうなっているということ、ご参考までに整理をさせていただきました。

以上が2番目の積立金の管理機関のガバナンスについてでして、最後に、外部積立ての最後の論点で、特定契約との関係、10ページでございます。これはF I T認定事業者は買取義務者の旧F I T法である小売電気事業者、改正F I T法では送配電事業者となりますが、この買取義務者との間でF I T法に基づく特定契約を締結しております。現行法そのままのもとでは、買取義務者がこれを源泉徴収的にあらかじめ差し引くということをやろうとしますと、買取義務者とF I T認定事業者との間で、特定契約の契約変更を行うか、または、別途並行して積立金の支払契約を締結する必要があります。

これについては、現時点では既稼働の事業用太陽光が約50万件ありまして、これからも新規のものが出ていくということの中で、膨大な案件について契約変更を行うことは買取義務者にとって大きなコストとなる。また、F I T認定事業者が契約変更等に応じないということになった場合には、積立金の確保はできないというリスクも発生してきてまいります。

廃棄等費用の確実な確保という制度の趣旨から考えますと、こういう契約未変更リスクと称していますが、こういうことを極力低減させるということと、社会コストの最小化が必要ですので、例えば、法律に基づいてF I T認定事業者に対して積立金の管理機関への廃棄等費用の積立て義務というのを課した上で、F I T認定事業者と買取義務者の間で個別の契約変更などを行わなくても調達価格の支払いと積立金の積立て、これを相殺的に処理できるような措置というのを講じ

ることも含めて検討すべきでないかというふうに、考え方と方向性について、事務局として整理をさせていただきます。

11ページ目は、ご参考までに、現行法令のもとで、どのような契約関係になっているか、法令に基づく契約関係になっているかということを図に整理しております。

以上が外部積立てに関する、残された論点、3つでございます。

次に内部積立てに関する論点として、前回に引き続きの議論をさせていただきたく、14ページ以降に整理をいたしました。ここでは14ページ目に、前回事務局として提示をした考慮すべき観点というものを整理をいたしました。改めて復習をしますと、長期安定発電の責任・能力があって、外部積立て以上に確実な廃棄等費用の確保がなされるものに限定して、例外的に内部積立てを認める方向、この方向性についてはまとまりました。

ただ、もう少し定義をしっかりすべきではないかといったような、さまざまなご指摘をいただきましたので、今回そのご指摘を踏まえて、前回提示した条件というのを、ある種ベースとしながら、その詳細化をする、定義を詳細にすることについて改めて事務局で整理をしましたので、ご討議をいただければと思っております。

特に、前回提示した条件案の1から5のところに関して、2と5について、それぞれ具体化をし、今回整理させていただきます。

15ページ目をごらんください。15ページ目は、前回事務局で提示した5つの条件の2つ目について、委員からのご指摘を踏まえて、改めて整理をしたものでございます。15ページ目の水色のところでご説明しますと、前回、5つの項目のうちの2つ目、FIT認定事業者における事業計画の事業者が電気事業法の発電事業者に該当する案件ということについて、委員からSPCがFIT認定を受けていて、その親会社が電気事業法上の発電事業者の届け出をしている場合について、ある程度きちんと管理できるのであれば、例外として内部積立てを認めてよいのではないかというようにご指摘をいただきました。

これについて、改めましてFIT法に基づく積立て義務は、認定事業者に対して課せられるものだということなので、これは前回の委員会でもご説明を差し上げましたが、指導、改善命令、報告徴収といったFIT法の規律というのは、認定事業者に限られるというのが大前提となります。なので、内部積立てを認める条件について、基本的には、認定事業者自体を基準に判断するのが適切であるということで、認定事業者自身が電気事業法の発電事業者であることが必要であると考えております。

ただ、ご指摘を踏まえて、改めて電気事業法上の発電事業者の位置づけなどを確認したところ、この認定事業者自身が電気事業法の発電事業者に該当しない場合であっても、当該FIT認定発

電設備が電気事業法上の他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な、法律用語でいう特定発電用電気工作物、米印で詳細は書いていますが、つまり発電事業者であるということを確認するために、ある種登録して、電気事業法上確認されているような設備として登録されているF I T認定事業上の設備であれば、これとほぼ同値のものということと整理をして、同様に取り扱うことが適切ではないかというように、事務局として整理をさせていただき、ご討議いただければと考えております。

以上が15ページ目の説明です。

16ページ目は、前回提示をした5つの条件のうちの5つ目のところで、金融機関または会計士等による確認ということについて、資金確保の蓋然性が適切に確認できるような条件として、比較的いろいろな定義がもう少し厳格であるべきではないかといったご指摘をいただいたことを踏まえて、実効性のある形で資金確保の蓋然性を確認するためには、事業者の収支の中で廃棄等費用が適切に位置づけられていることや、事業者の財務状況について確認することが必要ではないかと事務局として、改めて厳格に整理、確認をしようと考えております。

また、事業者間の公平性とか、条件適否の審査にかかる社会的コストということも踏まえて、実務上の運用や既存の制度の枠組みを活用しながら、次ページ以降に明確な条件を改めて事務局として整理をしましたので、ご審議いただければと考えております。

17ページ目が、大枠でいうと、前回金融機関と会計士等というふうに整理をしましたので、まず、金融機関による積立て状況の確認について整理をさせていただきました。ヒアリング結果によると、金融機関の関与する案件というのは、常に廃棄等費用の積立て状況を確認されるわけではないんですけれども、いわゆる、プロジェクトファイナンス案件のように、各費用の支払いのための専用口座を開設して、改めて充当順位や条件に従って厳格な資金管理が義務づけられていて、さらには、内容によってないものもありますが、契約内容によっては廃棄等費用のための積立金という専用口座を管理している案件が存在するということが示されております。

金融機関の関与する案件については、この事業者の一存によって流用が困難であるということと、あとは、一般的には倒産リスクも少ないというように考えられるので、こういった厳格な管理をしているものであれば、資金確保が可能であることを確認できるというように整理ができるのではないかと考えております。

ただ、前回も、実際には情報公開もないと不安だというような議論もありましたので、情報提供という観点では、専用口座における積立て状況の公表というのを条件としてはどうかというように整理をしています。

また、貸付契約が実際には金融機関による確認の場合には、終了するタイミングが一般的には

F I T調達期間中に起きるわけですが、これ以降については金融機関による厳格な資金管理がされなくなるということなので、この貸付契約が終了するタイミングで、すぐに流用するなんてことにならないように、その時点での積立金を滞滞なく、この外部積立ての積立てをしている積立金の管理機関に積み立てるといことと、それ以降の期間は外部積立てに移行するというこも、あらかじめ入り口から確認をして求めるということをしてはどうかというふうに整理をさせていただいております。

18ページ目は、まさに三宅委員からご説明をいただいたものを参考までに張りつけていますので、説明は割愛をさせていただきます。

19ページ目が、会計士によって監査された財務諸表というのを活用して内部積立ての要件というのを、事務局として整理したものを19ページ目に整理しています。これは一般論ですけれども、一般に事業者の財務状況の確認手段というのは財務諸表というのがありまして、例えば上場されている法人であれば、上場審査において事業の継続性、収益性、企業経営の健全性等を厳格に確認をして、会計士による監査、情報開示というのも義務づけられているということです。

上場法人というのは、いわゆる、証券市場を通じてより大きな社会的責任を問われる立場にあるというふうにも考えております。このため、認定事業者が上場されている法人であって、かつ、資金を確認するという意味で、財務諸表の中で資産除去債務、あるいは、自己所有地の場合は任意積立金ということになります。任意積立金等という形で、発電設備の廃棄費用が計上されて、その額が明記されている案件については、厳格な基準のもとで財務状況が審査されているということもあり、外部から確認することが容易であるということなので、資金確保が可能であるということ適切に確認できるというように整理ができるのではないかと考えております。

また、発電事業者のところでも議論がありましたが、このF I T制度で再エネ特措法に基づく規律が及ぶ範囲というのは、基本的には、認定事業者自身の適合性を判断することが適切ではあるのですが、これも先ほどのものと同様ではあります。ここでの趣旨でいうと、法律の規定による、例えば親子関係にある場合とか、これに準じるような関係にある場合として、これは法律上、認定事業者との間で厳格な財務的・組織的一体性、これが確認できるものについては、認定事業者と一体なものとして財務状況を評価することができるのではないかと。

したがって、要件としては認定事業者ということだけではなくて、認定事業者が上場されていなくても、認定事業者との間で法律上、厳格な財務的・組織的一体性が認められる他の法人、例えば親会社ですけれども、というのが上場されていて、その親会社等の他法人の財務諸表の中で、同様に資産除去債務や任意積立金等として該当する発電設備の廃棄等費用が計上されて、その額が明記されている場合には、同様に、資金確保の蓋然性があるというふうに整理をしてもよいの

ではないかというように、事務局の案として整理をさせていただきました。

20ページ目は、ご参考までに、冒頭で申し上げたような、いわゆる、上場審査をするときにどのような項目をチェックされるのかというようなことについて整理をさせていただきました。

さらに、21ページ目については、金融機関の確認のところでも申し上げましたけれども、内部積立てから外部積立てへ移行するというのは、当然想定されるケースになりますので、この場合の取扱いについて改めて事務局として整理をしたものが21ページ目です。今申し上げたように、条件を満たさなくなる、これはももとの融資機関の場合もありますし、それ以外の要件に満たないという場合もありますが、そういう場合には外部積立てに移行して、他の外部積立て案件と同様の条件で源泉徴収的な外部積立てが開始する、そういうような整理にしたいと考えております。

その際、内部積立てで認められた期間に積み立てられた積立金というのがありますので、これについては積立金の管理機関、外部積立てでみんなが管理している管理機関で外部積立てに移行するということを求めています。さらには移行する積立金が外部積立てをしていた場合に積み立てるべき、この額よりも不足してしまう場合ということも想定されます。この場合には、不足分について、追加で外部積立てを求めるべきではないかと考えておりますが、できるだけ早期に積立てが可能となるように、さらには、事業が継続しなければ積み立てられませんので、個別の状況に応じて条件を設定してはどうかということと、あとは、認定事業者に対して不足分については、積立金の管理機関へ直接積み立てるということを義務づけてはどうかということを整理をしております。

以上、今申し上げたような発電事業者の再整理と、資金が確保できているという金融機関や会計士等により確認されているような案件や、外部積立てへの移行について、改めて内部積立ての要件の全体像として整理したのが22ページ目でございます。

まず、一番最初のポツは、冒頭で申し上げたように、ももとは、長期安定的に発電事業を継続できる能力と責任を有するというような事業者を例外的に認めるという意味で、まず、そもそもとして長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表するということを大前提として設定してはどうか。

ここでいう事業計画については、特に、調達期間終了後における再投資とか発電事業を継続するというような事項とか、あるいは、地域との共生をしない限りはなかなか難しいので、長期安定的な発電事業を継続するという前提としての地域との共生に向けた取り組みに関する事項、これを作成して公表するということを求めています。

その上で、前回と今回で議論させていただいたような条件を、1から5プラス6ということで

整理をいたしまして、1番目は前回と同じで、FIT認定事業として、いわゆる低圧じゃないという、高圧以上である事業用電気工作物に該当すること、2番目が本日提示をさせていただいた電気事業法上の発電事業者に該当すること、ただし書きのところで、認定事業者自身が発電事業者には該当しない場合であっても、電気事業法上の発電事業者の義務が及ぶことが明確なものであるというふうに整理される場合として整理をしています。

3番目が、外部積立てにおいて積み立てるべき額の水準以上の積立てが予定されていて、公表についても同意すること。

4番目が定期報告、年1回のタイミングで、この内部積立ての状況について公表するという点について同意をしていること。一時的に下回る場合にも、内部積立てによって柔軟に使うという観点で、ただ、一時的に下回っていても、原則1年以内に再び満たすということを求めているというのが4番目です。

5番目については、先ほど、詳細をご説明差し上げたように、i番が、いわゆる金融機関との契約の話で、契約によって支払いの専用口座が開設されて、厳格な資金管理が義務づけられており、かつ、廃棄の積立金が専用口座で管理されているというのが5番目のi番です。

5番目のii番目については、技術的に書き分けていますが、先ほど説明した、いわゆる上場法人であって、認定事業者がそのまま上場している場合には、財務諸表の中で資産除去債務等について計上されて明記されていることがaで、bについては発電事業者自身ではないけれども、法律上、厳格に財務的・組織的の一体性が認められる法人が上場されていて、財務諸表上の中で位置づけられているということを求める。

最後の6番目は、この上で、最後の話として、この要件を満たさなくなった場合には、遅滞なく積立金を外部積立てとして同意をしているということを前提としてはどうかというのが、この内部積立ての条件の全体像でございます。

ちょっと、前回の議論を整理をしていますので割愛をしまして、26ページ目については、これまで議論させていただいた外部積立てと内部積立ての概要ですので、新しい論点はないので、説明は割愛をさせていただきます。

4本柱の3本目として、これは再エネ主力電源化小委で議論している事項等の関係性についてご議論いただきたく、整理をしております。28ページ目ですが、これも詳細については割愛しますが、今、FIT法に基づく抜本的な見直しを検討している中で、大規模太陽光を含んだ競争電源については、FITというのを見直して、投資インセンティブはFIT同様に確保する、しかし、市場への統合はするというのもので、ヨーロッパ等で導入が進んでいるFeed in Premiumという仕組みを念頭に、制度構築というのを検討しているというような状況です。

絵で説明しますと、一言で言うとF I T制度というのは、F I T価格というのが入札または国が定めた価格で定まって、こうなると、左下に図のある固定価格によって全て売電収入になるということですが、Feed in Premium制度、F I P制度については、F I P価格というのを同じように定めた上で、まずは、市場価格等を参照した上で、この青色の部分については自分で売電をしてくる、その上で参照する市場価格の平均等とF I P価格の差分についてプレミアムを、いわゆる国民負担でサポートをするというようなことが念頭に置かれた制度となっております。

これに関して、29ページ目ですけれども、新制度においては再エネ発電事業者は、発電した電気を卸電力取引市場とか相対契約等で、まずは売電対価を受け取って、その上で、加えて定められた1キロワットアワー当たりのF I P価格と市場参照価格の差、プレミアムというものを受け取るということになっております。プレミアムの部分が、いわゆる、制度として支援をするところになります。

これについて、新制度はF I T制度と異なるものの、このプレミアムの部分は国民負担によって賄われるということになるのであれば、これまでと同様に、事業用太陽光について、この放置・不法投棄の懸念に対処するためにも、同じように、原則として、積立金の管理機関が源泉徴収的に積立てを行う方法による外部積立てを求めて、同様に、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能という事業者に関しては内部積立てを認めるという、F I Tと同様の位置づけにしてはどうかというのが、事務局としての提案です。

ただ、申し上げたように、F I Tと違うところは、いわゆる、国民負担で支える可能性があるこのプレミアムというのは、市場価格との差分になりますので、少額になることも、このF I P価格や、あるいは市場価格の水準によってはあるんです。こういう中で適切な金額水準の廃棄等費用を積み立てられないケースというのも可能性があります。こういうときのために、新制度の詳細設計、まだ確定をしている状況ではないので、これから、こういった詳細設計の動向を踏まえながら、適切に資金が確保されるような方法を調整していくというような方向性を、このワーキングとしてご議論できないかということで、事務局として整理をさせていただきました。

30ページ目をご参考なので、割愛します。

最後に、32ページ目、施行時期ですが、これは積立て時期のときに少し議論を行いました、積立ての時期というのは、ご議論いただいて、一律調達期間の終了前10年間を積立てのタイミングとする方向で取りまとめられております。これから逆算をすると、F I T制度というのは2012年7月から施行されていますので、遅くとも、2022年7月には本制度を開始していなければならないというのが必要条件となります。ただ、実際には、この数十万件の認定事業者の積立金を厳

格かつ適正に管理するということになるので、システム開発その他の体制整備のために、ある程度、十分な準備期間が必要ではないかと考えておまして、加えて、前回は議論になりましたが、事業者の方々に混乱をしていただかないためにも、十分な周知期間を確保しなければならないとも考えております。

なので、遅くとも2022年7月となっている中ではありますが、この施行時期については、その2022年7月までの適切な時期に制度を施行するというふうなこととしてはどうかというふうに、事務局として整理をさせていただきました。

以上でございます。

○若尾座長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきます。

議題にもございます1番の外部積立てに関する論点から、4番の施行時期まで、全ての論点について議論を行いたいと思います。

ご意見、ご質問のある方はネームプレートをお立てください。順次、指名させていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

では、山下委員、お願いいたします。

○山下委員

ご説明、ありがとうございます。前回ご指摘させていただいたものから条件がかなり厳しくなっていて、明確になったと思いますので、全体的な方向性としてよく検討された制度になると思っています。

3点、質問させていただきます。まずは17ページ、内部積立てを認める条件で金融機関のほうで、ここも前回より一段、詳しくなったと思いますので、プロジェクトファイナンスのようなものでは明確ということと、それに類するような厳密な資金管理をされていたり、口座を管理されているものということなので、この文章だけ見ると、専用口座の条件というか、どういう定義をするかということかと思えます。金融機関さんのほうで専用口座だよというのか、事業者さんの専用口座だというのか、それはいろいろあると思いますけれども、引き出しの条件とかも含めて、何かしら、ガイドラインというか、基準のようなものをこれから議論して定義するのかと思っています。

それから21ページ、内部から外部へ移行する場合ということで、こちらは、例えば17年間で契約していた場合などを考えますと、足りないというよりは十分集まっている場合、どうなるのかなという疑問がありまして、17年間で金融機関と契約していて、内部なので積立て時期は自由だ

と思いますけれども、ある太陽光の設備を廃棄するのに十分な分、積み上がっている、17年たつて外部積立てに移行しますという場合には、十分積み上がっていても、やはり、一律、ここは源泉徴収的に取られるということになるのか、であれば、多分、これから契約される方の場合は、残りの3年分の積立て期間の積立て分は差っ引いて専用口座に入れていくのか、いろいろ工夫されるころはあると思いますので、そこを明確にしておくといいかと思います。

最後、22ページ、全体像のところの上の部分、長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し公表すること、これも非常に地域のトラブルを調べている者としては非常にありがたいのが入ったなと思っています。

ただ、一応、確認ですけれども、ここは計画策定して公表するという義務づけなので、もしもこれが、何か不幸にして、地域との共生が結果的にできなかった場合などにはどうなるのかということ、結果的に守れなかった場合、何か、指導みたいなのが入るのか、その点だけ確認できればと思います。

以上、3点です。

○若尾座長

ありがとうございます。

以上の点、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず、17ページ目のプロジェクトファイナンスのような案件で、ここに、まさに書いているように、専用口座を開設して厳格に管理をしていること、その上で、いわゆる2ポツ目に書いてあるように、事業者の一存によって積立金の流用が困難であるということ等、しっかり積み立てられるということが確認されることが重要だと思っていますので、そういった方向性をこのワーキングで確認をさせていただければ、それを踏まえて、多分、実際の運用に当たっては、ガイドラインなどで詳細の要件というか、条件というのを詰めていって、もちろん事業者の方々にはお示ししていくということになろうというふうに考えております。

2点目の、十分積まれている場合、事務局の資料では、21ページ目は不足しているときのことを想定して書いていますが、十分積まれているときについては、基本的には、以前のワーキングで議論したように、既に内部積立てを本当に行っている人たちとの同じ整理だと思っています、当然、我々、国が提示をした積立て水準よりもたくさん必要だと思って積んでいることはいいことですので、そこはきちり、情報公開などで世の中に公表するとともに、ただ、この外部積立ての源泉徴収をするという制度との親和性というか、整合するという意味では、ある種、ちょっと差っ引くのか、差っ引かないでそのまま多目に積んでもいいようにするのかというのは、詳細

な議論だと思いますが、ここでいう議論としては、少なくとも、最低限度としての外部積立ての源泉徴収の水準までは外部の積立て機関に移していただいて、当然、外部積立ての源泉徴収に服していただきつつ、内部でも、自主的な積立てというのを継続してやっていただきながら、それについては前回もまさに大石委員からもご指摘があったように、そういったことを世の中にもわかるようにしていくということも、継続して担保しながら対応していくということではないかと考えております。

3つ目のところの22ページ目にある、いわゆる、長期安定的な発電事業の計画について地域共生を含めて、これは結果として、恐らく、計画をみずから作成して、公表している計画が遵守できていない場合ということだと思いますが、整理上は恐らく、何らかのF I T制度上の中で位置づけるものですので、これまでの事業計画の中で、地域との共生でコミュニケーションが必ずしも適切にとられていない場合には指導を行うといったこともとられていますので、それと同様に、指導等を行っていくということは考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、続きまして、井澤委員、お願いいたします。

○井澤委員

ご説明いただき、ありがとうございます。基本的に事務局の皆さん、今ご検討されている方向性で、本日の論点に同意しております。本日の議論の中でさらに詰めるべき点はあるかと思いますが、基本的な方向性には賛成しています。

1点だけ、19ページになりますけれども、当初の事務局案で、例えば預金がきちんと積み立てられているのかといった点について会計士の調査を求めるといようなご提案もありましたが、通帳を見たからといって積立てが本当になされていることの確認としてあまり有効性ではないのではないかといった点について、前回コメントさせていただきました。またそれよりは上場会社等であれば、財務状況を客観的に見ることもできるので、そういったところによるということも考えられるというような点について意見を申し上げましたが、今回の事務局案にご反映いただき、感謝しています。

19ページ目のところの、ちょっと細かい話になろうかと思うんですけれども、1つ目のポツのところ、やはり、上場会社に関しては社会的責任もあり、公認会計士の監査もなされているといったところで、財務諸表の正確性といったようなところについては、一定の信頼を置いていただけていると思っております。

2つ目のところで、上場している法人であり、「かつ」といったところの条件の中で、財務諸

表の中で、資産除去債務、任意積立金等として資産等費用が貸借対照表、財務諸表上、計上されて明記されているといった案件をご記載いただいた点についても、一つ、非常に有効な案ではないかなと思います。

ただ、資産除去債務は必ずしも全てのケースにおいて計上されているというわけではありませんし、また、任意積立金というものも純資産の部で、任意に積み立てておくものなので、必ずしも配当できないことでもありませんし、見合いの預金があるということでもございません。

そういう意味では、確かに、上場会社であれば、20ページ目の上場審査の形式要件の例にありますような純資産の額とか業績等は上場に当たっては要件になりますが、必ずしもこの要件がずっと満たされているとは限りません。内部積立てを認める要件として 例えば、自己資本比率ですとか、少なくとも、債務超過ではないとか、例えば、一定の利益水準ですとか、そういった条件を求めるようなことも、追加で考え得るのではないかなと思いました。

以上です。

○若尾座長

どうも、ありがとうございます。

この件に関しては、いかがですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

ご指摘のとおり、必ずしも上場企業だからといって、本当に確実に、その瞬間に預金があることを確認しているわけではないという意味では、まさに井澤委員のご指摘のとおりなんですが、その上で追加の条件をかけるということも案ではある中で、ここでいう事務局の案としては、一定程度、ゴーイングコンサーンであって、資金が確保できているということをもって、まずはこの追加の条件を付さなくとも、この内部積立ての要件に足るのではないかという意味で提示をさせていただいておりますので、その上で追加が必要かどうかというのも、まさに、皆様からご審議をいただけるとありがたいなとは思っております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、続きまして、松本委員、お願いいたします。

○松本委員

今回の事務局案ですけれども、これまでの議論の全体的なまとめとなっております、基本的に賛成したいと思います。おまとめいただきまして、ありがとうございます。

実際の運用につきましては、積立て制度の開始前の数カ月前、そして開始後など、節目節目で事業者への丁寧な説明会を実施するとともに、また、社会に対しても周知活動を行うことが非常

に重要だと思えます。私からは、事務局への質問1つと、意見を1件、申し上げたいと思えます。

まず、質問ですが、22ページの内部積立てを認める場合の条件の全体像の中に、地域との共生に向けた取り組みに関する事項についての記載がありますが、実際に、この地域との共生を客観的に評価するのは難しいところはあるかと思えます。

内部積立てを認められる事業者は、例えば、行政命令や改善命令を過去に受けたことがあっても、内部積立てができないというわけではない、この認識でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。

意見としては、議題3の、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて、補足的に検討すべき事項について申し上げたいと思えます。事務局からご説明がございましたとおり、FIP制度では、電力市場での取引になりますので、FITのように買取義務があるわけでもありませんし、価格が幾らになるか予想がつかないところがあります。また、FITの調達価格に比べますと、プレミアム価格はそれほど大きくないとも考えられます。

そうなりますと、この積立て制度の適用は難しいとも考えられますが、FIPが始まると想定される時期と、積立制度が始まる時期が同じぐらいになることも考えられますので、統一して混乱がないように、FIPの適用となる太陽光の発電事業者も、原則として、FIT適用の事業者と同等程度の積立てを行うことが適切ではないかと考えます。内部積立てについての条件についても、FIT適用と同じ条件で、まずは検討してみてもいいでしょうか。

FIPの適用案件については、積立金を反映したプレミアム価格を検討していただけるよう、制度改革小委員会に提案していただきたいと思えます。

以上でございます。

○若尾座長

どうも、ありがとうございます。

この件に関しては、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず、前者については、まさに、地域共生に向けた取り組みに関する事項なので、これを詳細に、どういうふうに事業者の方々に、あるべき姿などを提示して、オリジナリティーを持って事業計画として策定いただくかというのは、検討させていただきたいと思っています。

その上で、ここに書いていないんですが、いわゆる、自治体とか国の法令に基づく指導とか改善命令を、一度でも受けたからといって、瞬間的に、永遠にこの内部積立てを得られないということにするかどうかは、もちろん議論だと思えますが、ちなみに、FIT認定事業で指導したものの関係でいいますと、いわゆる認定基準違反、条例違反とかも含めて、自動的に指導を受け

たとか改善命令を受けたからといって取り消しになるのではなくて、当然、やってほしいことは長期安定事業、地域の共生ですので、指導とか改善命令に従って改善をして、関係構築もしっかり回復したのであれば、必ずしもその事業者というのが否定される必要はないのではないかと。

ただ、そういったものが継続的に続いて、それを繰り返す、というような方々が、この地域共生をしているということに当たるべきではないという議論もありますので、地域共生に向けた取り組みというのを、どう定義していくかということは、今後、しっかり検討していきたいというように考えております。

2点目のところはご指摘のとおり、F I Tについても、まさにこれから、新規の案件でしたら調達価格等算定委員会に、廃棄費用をどう想定して価格を設定をするのかということが、入札案件を含めて算定委で議論をしていただくことになっていますので、当然事務局の提案のとおり、松本委員のおっしゃるとおり、このF I Tと同様に、原則と例外も同じような水準で、同じような条件でやるのであれば、その価格の設定についても同様に検討していただく方向で、主力化小委でも、このワーキングでの議論を報告するときには、同様に報告をさせていただくというふうを考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員

ありがとうございます。私自身も、今回、おおむね、全体的に賛同いたしたいと思います。

一方で、実務を取り扱う金融機関の立場から申し上げたいというか、確認したい点でございます。これは、ひょっとしたら委員の皆様にもご認識をしていただきたい点だと思うんですが、具体的には、スライド番号で言えば、ページで言うと、21にかかわるところです。内部積立てから外部積立てへ移行する場合の中なんですが、実際に、プロジェクトファイナンスを想定しますと、積立口座を設定してしまっていて、プロジェクトが何らかの格好で、例えば、昨今のようなこういう自然災害が起きてしまって、一時的に費用を払わなければいけないような状況に陥ることというのは、プロジェクト自体、頻繁ではないですけれども、たまにあるんですね。

そういうときに、例えば、積立口座にはお金があると、一方で、元利金返済はなかなか、発電ができない状態が続いていて、自由になるお金がなかなかないという状況のときに、従前の取扱いであれば、どの積立口座から手をつけるかという順番が明確に規定されているんですけれども、本件のような廃パネの積立てについても、一定の順位で手をつけて、元利返済に充てるようなケースが想定されます。

まず、そういったことを、皆さん、現場では起き得るということのご認識をちょっと共有させていただきたいのと、そうすると何が起きるかという、この21ページに書いてあるとおり、もし、それで翌年度なりに計測するときに、内部積立てが十分にされていないとすると、これは、多分、外部積立てに移行すべきというところにフィットして、外部積立てに移行する。この移行した後も何が起きるかという、相変わらず、積立て不足の部分が残っている可能性がありますから、これをどういった期間で治癒させるのかという議論が、多分、出てくると思うんですね。

現実的には即一発で治癒してくださいというふうに言うと、もともとお金が足りなくて苦しんでいた事業者ですから、一回で治癒させる、または、1年以内に治癒してくださいというふうになると、かなり厳しい状況に陥ることがあり得るということで、ここで私が何を言いたいかというと、治癒させる期間についても、一定の幅を持たせる必要が、ひょっとしたらあるんじゃないかというふうに考えた次第です。

そういった意味では、今申し上げた点というのは、どちらかというと、実際に起き得ることを申し上げて、こういった運用でやっていくことを許していただけますか、というようなことを申し上げた次第です。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

この件に関して、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課長補佐

今おっしゃったようなことは、まさに、何かが起きたときに一時的に発電量が落ちるとか、一部故障して修理をすることというのはあり得て、現時点の事務局の案としては、22ページ目の全体像の中でいうと、ここでいうと、以下の①から⑥の④、定期報告の中でその時点ごとで積立費用が、内部積立ての場合は外部積立て以上であって、ただ、修繕等のため、一時的に下回る場合には、ということが、この修繕等がいろいろな要件がかかわってくると思いますが、ここに該当するものであります。

ただ、ここがまさに原則1年以内ということ足りるかどうかということが内部積立てについては論点でして、事務局としては、この1年で一定程度、これはもともと資本費の5%でそこまでものすごい金額ではない。年間のフローでいうと1年で戻すということを条件に、これは長過ぎると、それはそれで不安との関係になりますので、1年というのが規定されるのではないかと、内部積立てに関しては、その運用の一定程度の柔軟性というのがありますので、ここで提示している案でございます。

その上で外部積立てについても、おっしゃるとおり、実際には途中で発電量が一時的に落ち込んだときなどというのは、あり得ると思っております、この点については、一義的には発電量に応じてアワーベースで積み立てるということにしている以上、もちろん、これは想定よりも発電することもあるということも考えると、現時点では基本的には社会的コストということを考えて、かなりの数の外部積立てを扱うという意味では、そこも含めて、ある種アワーベースで毎月積み立てていくということで、全体としては対処できるのではないかと思います、これは実態を踏まえて、改めて、そういったものが多発したときにはどうするかというのは、検討しなければならない事項かなとは考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

○三宅委員

ありがとうございました。1点だけ申し上げますと、そもそも、積立て不足が発生したときと、あと、その事業を継続すべきかどうかの判断というのは、その事業者と借入れをしている場合は金融機関とがよく相談するんですけども、基本的な考え方は、事業を続けたほうが結果的にプレセントバリューで考えると、現在価値で考えると、よりプラスが大きい。ここで清算してしまうよりかはプラスになるという判断に基づいてやるわけですね。

その判断に基づいてやるときにおいては、今まで内部積立てで積み立ててきていたその積立てを一時取り崩すことについては、いたし方ないというふうに、我々は判断することもありますので、その治癒の期間は、今、おっしゃられたとおり、1年以内で頑張るということであれば、それに従うしかないんですけども、そういった格好で運用することになります。

○若尾座長

そのほか、いかがでしょうか。

では、大石委員、お願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。事前まで会議があり、遅れまして申しわけありませんでした。

ご説明の途中で入室しましたので、何かお話しがあったのでしたら申し訳ありませんが、今回の取りまとめについての意見です。すみません、何度も同じことを申し上げますが、最後の32ページの積立ての施行時期が、一律に調達期間の終了前10年間ということについてです。ほかの先生方はほとんどこれでご了解いただいていることについては十分承知しておりますが、やはり、先ほどの三宅委員のお話にもありましたけれども、20年の間の最初の10年に何も起きないということについては、誰も確約はできないわけです。例えば、積立てをしていても、備えはそれで十

分ではないかもしれないけれども、やはり、毎年のように気候変動による災害が起きていることを考えると、少なくとも、やはり、1年目から積み立てられるのであれば、私は積み立てていくべきであろうというふうにも今でも思っています。

そうは言っても、資金繰りの関係で、前半の10年の積み立てが難しいということであれば、最初のところでお話が出ていたように思いますが、保険の必要も出てくるのではないかと思います。仮に最初の積み立てていない10年で何か起こったときは、きちんと、それに対処できるだけの保険の加入とのセットということであれば、まだ、終了前10年ということも受け入れられるかなというふうにも思っています。

すみません、先ほどの会議のなかでお聞きした内容ですが、ここでお話ししても大丈夫でしょうか。

先ほど、調達価格算定の委員会のなかでの事業者の方へのヒアリングしたお話です。災害の多発による廃棄費用の増大について大変懸念を持っておりますので、事業者さんが、このような損害に対し保険にどのぐらい入っているかということをお聞きしたところ、平成29年度の調査で、火災保険に入っているのが、低圧で56%、高圧で79%、それから、地震保険に対しては低圧で6%、高圧で16%ということで、台風などの被害に対してどれだけ保険というのがあるのかはわからなかったのですが、火災保険については割と入っていらっしゃるけれども、やはり、地震ですとか、それ以外の災害に対する保険の加入が低いということが、事実として数値で見えました。ですので、ぜひ、この損害保険とのセットで、終了前10年間ということをぜひ考慮いただければと思います。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

この件はいかがでしょう。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず、積立時期については、以前のワーキングで議論をした中で、理想的には、なるべく早くであるものの、かなりの、数十万件である件数との関係で、社会コストとの関係もバランスを踏まえて、基本的には外部積立については一律終了前10年ということを取りまとめられたと考えておりますが、ただ、おっしゃるとおり、だからといって、1年目から積み立てなくていいというわけでもないのです、その意味では、1年目から積み立てられているのは、まさに制度に基づかない、内部で自主的に積み立てている人、これは既にFIT定期報告の中でも、約1割の人たちは既に積み立てているという方々がいらっしゃることを積極的に評価することについては、情報

公開なども含めて、検討したいと思っております。

大石委員から、今、ご紹介をいただいた平成29年度のこれは、当課の委託調査の中で実施したものです。ちなみに火災保険というのは、これはオプションにもよりますが、我々の調査では、自然災害に関する対応というのは、基本的には火災保険のオプションの中に入っているものということなので、いわゆる、火災保険のところという低圧56%、いわゆる高圧・特高、プロジェクトファイナンスをやっているものについては、保険が入っているものが多いというのは、三宅委員もご紹介を、たしかこの場でしていただいていたと思います。こういうものを積極的に取り組むことについても、何らかの措置が、それはいろんな形で義務なのか努力義務なのか、それが積極的に評価されるような形に、いわゆる世の中に見える化をすることも含めて、それは少し事務局のほうで検討をさせていただければというように考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、長峯委員、お願いいたします。

○長峯委員

ありがとうございます。太陽光発電協会でございますが、この事務局の資料のご提案について、基本的には、基本の方針について賛同するものでございます。幾つか、そういう意味で確認といえますか、質問、またはお願いというところがございまして、幾つか申し上げたいと思います。

1つは、今回の議題ではないんですけれども、4ページの取戻し条件と22ページの内部積立ての整理、そこをあわせて、さらに、ただいま三宅委員からもご確認をいただいたような運用のところであわせて考えると、こういうふうに運用されるのかなという理解を、ちょっと申し上げてみますが、基本的にはFITの期間中については、例えば、被災復旧というような場合についても、これは基本的には、今、お話があった保険であったり、もともと、事業継続に対する再投資であったりというような形での運用が想定されていて、外部積立てについては取戻しというのは基本的に認めないというふうに整理されていると理解していて、内部積立ての場合は、これは一時的に、ということで、その資金を活用した復旧というようなこと自体は可能であるというふうに整理されているというふうに認識しております。

そこは、ただ、一時的ということなので、今のご提案では、1年以内というところで、もとに戻してくださいねというのが条件としてついている、若干、そのあたりの期間についてはご相談というような意味では、その大きさ等々で、その1年という期間がかなり苦しいようなケースもあるのではないかとというようなご意見もあったような気がします。そこについても、私どもも一

律1年なのかどうか、そのあたりについて多発すればご相談ができないかというような思いでございます。

1つは、そのような理解でよろしかったでしょうかということと、もう一つは、内部積立てのシートの22ページ、その条件の3で、いわゆる、外部積立てと同等以上という条件がございます。これは、総額でこれを下回るような案件というのはほとんどないというふうに理解してございますけれども、積立て開始時期、なるべく早いほうがいいというご指摘もございましたが、オリジナルプランで、いつになっているかというようなことについては、さまざまなものがあるというのが実態であるというふうに考えてございます。

そうしますと、ほかの条件に合致していて、全体として内部積立てが効率的な運用ができると判断する事業者は、ここについては金融機関との間で、一旦、合意をしております契約について、変更の相談をせざるを得ないというふうに思っております、これが案外多いのではないかとこの心配をしております。

そこで、ちょっと、本来、ケース・バイ・ケースのご判断がある話なので、一般論でご質問を申し上げるのは大変恐縮なんですけど、もし可能であれば、三宅委員のほうから、例えば、それは大変大きな変更で困難を生じる、双方について負荷をかけて検討すべき項目だねというようなところから、その積立ての計画の部分の変更というようなことであると、関係する部分については、比較的相談に乗ってもいいのかなというような、そういう、手応えが伺えれば大変ありがたく存じます。

あと、22ページに、公表すること同意することというようなことがございます。念のためのイメージの確認ですけれども、いわゆる、事業者としては、会社のトップページの重要なお知らせみたいところで載せなきゃいけないのかとか、さまざまな心配がありますが、基本的な理解としては、例えば、年次報告のような既に報告をしている仕組みの中に、公開が必要な情報を含めて、それが必要に応じて上に上がって行って、必要に応じて公開されているというような、そのような運用が基本にあるというような想定で大きな違いがないかということが確認できればと思います。

あと、最後に、松本委員からご指摘がありました周知ということに関して、少しだけ、実に重要だという意味で、賛同しての意見として補足をいたしますと、いわゆる、事業者はこれが外部であれ内部であれ、この制度に乗ると、さまざまな関係者との間で、既になされた合意について、それを変更する必要が出てくるケースが多いと思います。ここで新たにご審議いただいた制度に乗るということが、最も資金確保ができるという、そういう制度があるので、それに乗りかえるというのが基本の理解だとすると、今ある、例えば、自治体であるなり、地主の皆さんとの合意

事項等とで、資金を別途確保しているというような案件についても、基本は新たな制度に乗ることになると考えます。既になされた合意の変更について100%、事業者責任で全ての関係者の合意をとってきなさいねと言われると、若干、苦しみ部分もあって、こちらの制度がよりよいということを社会に、というお話がありました、関係者に知らせる努力というのは、この周知期間があるということ認識してございますので、ぜひ、国のほうでもご努力いただくと大変助かるというふうに思っております。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

では、今のご意見に関して、三宅委員のほうからお願いできますか。

○三宅委員

ご質問は、要は、もともと、事業者と金融機関が合意していた積立て水準を、本ルール導入にあわせて、いろいろ変更するという、合わせる必要が出てくるということについてなんです、これは件数とか手間的にはマネージできる範囲かと思いますが、実は、その深刻度といいますか、どれぐらいのインパクトがそのプロジェクトに与えるのかということによって、この変更がトリガーになって、いろんなところをヒットする可能性があります。

例えば、通常ですと、この積立額を、例えばふやすと、いわゆる、返済に充てられる原資が少し減る可能性があるから、そうすると事業計画的に、事業計画も、実は誓約事項というコベナンツの一つを構成していることが多いんですけども、それが当初予定していたものを下回ってしまうので、全貸出人の合意が必要だとか、いろんなことをトリガーする可能性はあるので、一概に非常に簡単なことです、とは言いきいんですけども、ただ、一方で、多分、件数とか手間的には何とかなることなんではないかというふうに、現在は、推測しています。

そんな感じでよろしいですか。

○若尾座長

それ以外の部分に関して、お願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

今の以外のところでいうと、まず1点目として、まさに、一時的に下回る期間の話については、どちらかというと、1年という事務局の案に対して、長峯委員から、比較的小う少し長いほうがいい案件が期待されるものもあるというご意見があったということだと理解していますが、事務局としては、その上で、そうだというような賛同の声が大きいかどうかによって、報告書の取りまとめ方として長くする案件もあるという指摘もあったけれども、やっぱり、基本的には1年だ

というように取りまとめられるかどうかということではないかというふうに考えています。

恐らく、我々としていろいろなご意見をいただく限りは、これは長くしたほうが柔軟性が高いという意見と、一方で長くすると、結局ずるずると、やっぱり戻れないということになるリスクがあるということとのトレードオフだと思っていますので、その意味で、バランスを踏まえて1年と提示をさせていただいている中で、三宅委員も、長い柔軟性ということの関係もあるけれども、1年でやれと言われればやるということということであれば、そういう意味で、皆様のご意見をここでいただくということではなからうかと、基本的には事務局の案としては、そのバランスの中で1年ということではないかと思っております。

あと、公表の扱いについては、基本的には、あとはかなり詳細の話だと思いますが、経済産業省のホームページ等で公表するのか、各事業者のほうでのウェブサイトとかで公表するのかというのはあるかと思いますが、仮に、事業者のウェブサイトであっても、どこのページじゃなきゃいけないという詳細まで、国が一律に決めるということでは、サイトの構成というのも多々ありますので、ということではないか。今後、そこは詳細を技術的に検討していくということではないかと考えております。

最後に、自治体等と既に契約を結んでいるとか、何らかの取り決めを地主さんとか、あるかと思いますが、そこについては、既にワーキングで議論したとおり、既に積まれている内部積立てとの関係では、どちらかという、既に積立てをしているものとかがあれば、それは、まさにキャッシュフロー上は積み立てているということで、後半、これから積み立てたとしても、それはキャッシュフロー上も柔軟に余力があるという意味で、それについては、それを前提に、長峯委員がおっしゃるとおり、基本的には、この原則が源泉徴収外部積立て、この例外の認定、この要件にかなうものは内部積立てとする一方で、その外側で自主的にやるものもどうするかというのは、各案件ごとに当事者同士でお決めいただくことかと思えます。

その前提として、松本委員からもあったように、周知をいろんなステークホルダーに、我々からも、政府からもさせていただくということを徹底をするというようにさせていただければなど思っております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

それでは、市村委員、お願いいたします。

○市村委員

ありがとうございます。私からは、まず、内部積立て以外のところで、1点だけコメントで、特定契約との関係、10ページ目のところ、ここは法律に基づいて契約未変更リスクといったとこ

ろの手当ということで、今回のFIT法の見直しといったところにあわせて、ぜひともやっていただければ、というふうに思っています。非常に実務的に重要な点だと思っていますので、まず1点、その点だけコメントです。

次に、内部積立teに関するところで、先ほど、梶さんがおっしゃっていただいたので、あえて言うことでもないかなと思ったんですけども、やはり、内部積立teというのは、あくまでも外部積立teの例外だということの位置づけというところは、理解しなければいけないのかなと思っています。当然、一定の資金の柔軟性が重要だということについては、否定するものではないですし、柔軟性を認めないことによって、かえってプロジェクトが頓挫してしまうということはあるとはならないということだと思う一方で、基本は、やはり外部積立teが基本という中で、内部積立teというものがあるといった関係の中で、両者の公平性というものはきちんと理解をした上で、議論していく必要があるかなとは思っています。そういう意味でいえば、今、事務局で提示いただいた、原則1年以内で資金が下回ることを認めるといったところは、バランスがとれた案ではないかなと思っていますのでございます。

あとは、個別に何点か細かい点ではございますけれども、1つは、発電事業者のところでございます。ここは前回、私の発言のところでも整理していただきまして、ありがとうございます。中身は異論ないところではございますけれども、1点だけ、念のための確認なんですけれども、この「特定発電用電気工作物であるときは、」ということなんですけれども、これは前提として、ほかの認定事業者以外の方が発電事業者であって、その内数としてこれが含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

はい。

○市村委員

ありがとうございます。ちょっと、「他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物であるときは」というのが、法律を見ると、1から3の要件を満たす発電設備というのが特定発電用ということになっていますので、そうすると、他の発電事業者の義務が及んでいない場合も、ここの要件には入ってくるようにも読めるので、すみません、ちょっと細かい話なんですけれども、若干、表現ぶりは修正していただいたほうがいいかなと思った次第です。

次が、スライドの19ページ目です。ここについてなんですけれども、基本的には事務局さんの案でいいかなと思っていたんですけども、若干、先ほど井澤委員がおっしゃったところとの関係で、詳細は余り理解しているわけではないんですけども、上場基準と廃止基準は違うということも含めて考えると、もう少し、そこら辺も含めて、この要件だけで足りるのかということ

ろは考えてみたほうがいいのかなど思った次第です。

上場されていると、その時点では上場されているということだとは思いますが、F I T、その後、10年間といった期間があるということも踏まえて考えると、本当に、積立開始の時点で上場されているかどうかといったものだけで見るのがいいのか、ある程度、その時点ということ判断するのはやむを得ないと思うんですけども、その前の段階で、一定の財務状態が安定的であるといったことを、一定の、形式的な要件に従って確認をしていくということも、あってもいいかなと思った次第です。

次が、スライドの21ページ目です。ここについては、先ほど来、三宅委員、長峯委員からもお話があったところで、こういったところで一定の柔軟性を認める、積立て不足の部分については段階的に追加的に積立てをしていく、そういった方向は一つだとは思いますが、他方で、意図的に積立て不足を起こすような場合といったところについても、やはり、何らかし当てをしておく必要があるのではないかなというふうに思った次第です。

例えばでございますけれども、プロファイの場合はあんまり関係ないものだと思いますけれども、通常、上場企業とかの場合のようなときに、外部積立てに移行するときに、直前に他の事業のために使うとか、それでもう、外部積立てに移行しましたといったときに、積立金が一切ありません、みたいな話が、制度を悪用しようと思ったら、そういったこともやろうと思ったらできる。

これを、制度の悪用と言うかどうかというところは、一つ、議論はあると思うんですが、他方で、やはり、外部積立てがあるといったこと等を踏まえていくと、やはり、原則として、こういった整理では異存はないものの、場合によっては、意図的に積立て不足を起こしたような場合については、何らかし事業認定の取り消しとかといったものができるような手段というか、そういったものを残しておくというのは、一つ、あり得るのではないかなと想っているところでございます。本当に必要なときに、一時的な積立て不足が起きたというところについては、そこはきちんと確認をして認めていくということだと思いますけれども、ちょっと、運用上、そこら辺も含めてご検討いただいたほうがいいのかというふうに思った次第です。

最後でございますけれども、基本的な内部積立ての要件というのは、今、挙げていただいているとおりだとは思っていますが、他方で、現状はない、ということだとは理解していますが、例えば、保険みたいな形で、積立てはしないんだけど、積立金が廃棄のときに資金が不足した場合に、それを出すような保険みたいなものが、将来的に開発されてくるようなことも、場合によってはあるのかなと。積立制度の趣旨からすると、現金だけで積み立てるとというのが一つの解ではないと思いますので、そういったような、保険ですとか保証が認められる余地という

もの制度的には残しておくこと、将来的に、そういったものが出たときも備えて制度をつくっていくというのも、一つ、重要ではないかなと思っています。

私からは以上です。

○若尾座長

どうも、ありがとうございます。

ただいまの件に関して、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

1点目のところは、発電事業者のところは、表現ぶりはより丁寧にしようかと思います。つまり、言いたいことは発電事業者であって、発電事業者である他の事業者が、明確に発電事業者の登録に当たって、この要件に合致するものとして、例えば、届け出たときに明記されていて、義務に使うというようになっていることということですので、ちょっと、それを多義的にならないように、表現ぶりは、より適正化を検討したいと思います。

2つ目の、これは井澤委員からもご指摘のあった、一定の、さらなる形式要件でもできるような、例えば、井澤委員がおっしゃったような債務超過になっていないことなど、というようなことについては、ご指摘も踏まえて、検討はさせていただこうと思います。

意図的に、一時的に資金不足になるようなことについては、ここについては、基本的には金融機関の場合であれば、まさに、三宅委員からもご指摘があったように、どちらかという、返済をしっかりと、着実にしたい金融機関と、事業を継続したい発電事業者の思いは、基本的には同じ方向を向いているはずですが、まさに、市村委員がおっしゃったとおり、運用の中でどのように厳格にそれを防いでいくかといったことは、この大きな考え方のもとで、どういうふうやっていくかについては、検討していきたいと思います。

さらには、保険・保証といった、現金ではない取扱いについては、現時点ではそういう金融商品は、少なくとも見受けられないんですけども、おっしゃるとおり、息の長い制度ですので、今後、そういうものが出てきた場合には、取扱い得るような形で位置づけるということも、事務局としては考えたいと思います。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員

追加なんですけど、2点ありまして、1つは、倒産した場合への対応ということで、3ページ目にあるところでした、これは金融機関からの要請というか、お願いということなんですけど、実際

に、もし倒産してしまって、もう、事業を続けないという段階になったときに、それまで積み立てていた金額が廃棄コストよりも多かった、お金が余ったという状況も想定されるわけですが、そのときに、金融機関が、もしそこに融資をしている場合には、やはり、そこに何らかの担保権をあらかじめ設定したいというのが出てくると思います。

なので、そういった意味では、取戻権への担保設定なのか、そういったものが法的に可能かどうかも含めましてなんですけれども、そういったことを検討していかなければいけないのではないかとというふうに考えます。それが1点。

もう一点は、全然、後ろのほうの28ページ目で、F I Pの話、Feed in Premiumの話が出てきています。実は、F I Pの概要については、我々はまだ詳しく知らされていないので、この段階で外部積立て、または、内部積立てはどうなんだろうかという意見を言うのは難しいんですが、基本的には、もちろん、今の外部積立てを軸として、例外的に内部積立てを認めるというのはありなのかなとは思っています。

ただ、一方で、F I Pというのは、今までのFeed in Tariffと、キャッシュフローという意味では、随分、景色が変わってくるんですね。要は、変動リスクにさらされる格好になるんですね、プロジェクト自体が。そうすると、本当に長期の融資が可能になってくるかという点も含めて、そのF I Pのデザインのところも含めて、もうちょっと、我々、金融機関として議論させていただきたいなという点がございますので、その部分はどちらかというところのお願いの部分でございます。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

この件は、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

前段の倒産時の取戻しについては、まさに、倒産のときじゃないにしても、いわゆる、外部積立ても含めて積立金が、ごみ処理が終わった後に、余ったときのお金の取扱いをどうするか、大きな考え方としては、それは事業者の方々の財産ですので、基本、余ったらお返しするということ、という方向性で議論されたと思うんですが、そういうことであれば、同じように、倒産したときであれ、もうごみ処理をして、余ったものについては、取戻し要件の条件が撤廃されるので、そこは債権・債務関係の順番との関係で処理されていくものだと考えております。

その上で、F I Pのデザインについては、まさに、バンカビリティーというか、融資のしやすさ、そこはまさにF I Pそのものが投資要件インセンティブの確保という意味で、いわゆるファ

イナンスができるような形で、しかし、市場への統合をつないでいくというもとのデザインとの関係にもかなり重要に影響してくることだと思うので、そこは、この廃棄費用の積立てをどう取り扱うかの大前提のところも含めて、まさに、議論させていただければと考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、小野田委員、お願いいたします。

○小野田委員

どうも、ありがとうございます。全体的には異論はなく、基本的に賛成でございます。積立ての細かい点はいろいろあるかと思っておりますので、国や管理機関等がどうやって、今、議論があったようなところをチェックしていくかという点に関しては、慎重にご検討いただきたいということでございます。

あと、2点コメントです。1つは、後半のF I Pの話に関連する話だと思っておりますが、太陽光発電が、電源として市場の中で競争力を持つ状況に移行いくのは、当然の流れだと思います。しかし、それを廃棄・リサイクル側から見ると、やはり、F I TやF I Pありきの中で議論していることが、違和感になって変わってくると思います。例えば、自家消費で補助金が入っている案件はどうするのか、という議論です。太陽光パネルとしては同じであるという意見が必ず出てきます。毎回、申し上げているのは、今述べたような趣旨もあったのですが、やはり、積み立てるとか積み立てないではなくて、その廃棄の責任を誰が負っているのかというところを明確にすることが重要であって、どういう制度であろうとも、その点を啓蒙していくことが重要であると思います。実際問題として、どの省庁がどのような役割分担で何を検討するのかというところは、いろいろ議論があると思いますが、大局的な視点もぜひ持っていただきたいというのが1点です。

あと、2つ目は、何名かの先生からもあった、災害絡みの話です。例えば、ここ昨今のテレビの映像を見ていると、水浸しになっている太陽光発電所が映っていたりするわけですが、何が起きているのかというところを把握していただきたい。既に検討されている部分はあろうかと思いますが、例えば、被災を理由に発電事業をやめる事業者が多いのか、あるいは、何らかの形でメンテナンスをして続けようという事業者が多いのかというようなところを丁寧に把握していただくと、こちらの制度にフィードバックできるような知見も得られるのではないかなと思っています。

以上でございます。

○若尾座長

ありがとうございます。

ただいまの件は、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

ご指摘のように、自家消費太陽光、第三者所有モデルなども含めて、F I Tの案件を含めて、家庭用も含めてだと思いますが、そもそも、廃棄の責任がどうで、適正処理やリサイクルのあり方をどうするかというのは、それはまさに小野田委員がおっしゃるとおり、環境省と連携をして、しっかり、そこについては、この積立て制度の前提のところではあるものの、改めてこれが整備されたからこそ、どういうふうに適正に、円滑に進んでいくかについては、しっかり検討していきたいと考えております。

災害絡みについては、確かに、ものによっては廃止をする方向で検討されているものもあれば、まさに、大石委員がおっしゃったとおり、保険が適用されて入れかえているものも出てきているというふうには聞いたことがあります。改めて、全体としてどうなっているかということは、しっかり、経済産業省として調べたりして、これを踏まえた上で、適正に対処していきたいというふうに考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

オブザーバーの皆さんも含めて、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

大変熱心なご議論を、どうも、ありがとうございました。

これまでとまた本日の議論の大勢を踏まえまして、まとめさせていただければと思います。

まず、外部積立てに関する論点についてでございますけれども、（１）発電事業者が倒産した場合への対応、また（２）積立金管理機関のガバナンス等、また（３）特定契約との関係については、事務局案の方向性について、大きな異論はなかったと思いますけれども、よろしいでしょうか。

そういたしますと、今回、確認された方針をもとに、事務局において技術的な検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、２番目ですが、内部積立てに関する論点②についてですけれども、まず（１）長期安定発電の責任能力があつて、（２）確実な資金確保がなされるものとして、内部積立てを認める具体的な条件については、事務局案に関して大きな異論なくまとまったと思いますけれども、この件に関しても、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、３番、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて、補足的に検討すべき事項について、でございますけれども、新制度においても、事業用太陽光発電についての放置、不法投棄の懸念に対処するため、F I T認定案件と同様に、まず、原則として積

立金、管理機関が源泉徴収的に積立てを行う方法による外部積立てを求めること、また、長期安定発電の責任能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては内部積立ても認める、という方向を軸に、検討することについては、大きな異論がなかったと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そういたしますと、今回、確認された方針をもとに、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会とも連携しながら、事務局において、引き続き、検討を進めていただきたいと思います。

また、施行時期についてですけれども、こちらに関しても、2022年7月までの適切な時期に制度施行するという事務局の案のとおり進めていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

どうも、ありがとうございます。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。

次回につきましては、これまでのワーキンググループにおける議論を踏まえた、取りまとめ案についてご議論いただく予定でございます。

それでは、次回の開催について、事務局からお願いをいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

次回のワーキンググループについては、日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせをいたします。

○若尾座長

それでは、これをもちまして、本日のワーキンググループを閉会といたします。

本日はご多忙のところ、長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

今後とも、どうぞ、よろしく願いいたします。

—了—